

沿岸広域振興局長告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和5年9月29日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 455号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
下閉伊郡岩泉町乙茂字乙茂156番2地先から210番10地先まで	新	A 33.6～15.2 m	m 580.0
下閉伊郡岩泉町乙茂字乙茂156番2地先から210番1地先まで		B 47.2～15.2	606.2
下閉伊郡岩泉町乙茂字乙茂156番2地先から210番10地先まで	旧	A 33.6～15.2	580.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (2) 期間 令和5年9月29日から同年10月30日まで